平成２６年（フ）第４０号
福岡県遠賀郡水巻町伊左座３丁目３番16号
伊左座アパート３号
債務者　奥田　洋子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１０２号
北九州市八幡西区永犬丸東町３丁目18番25号
ワシダハイツ永犬丸Ａ棟103号
債務者　岸田　健治
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１１５号
北九州市若松区久岐の浜４番５―302号
債務者　西村　郁美
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１１６号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番７―402号
債務者　木村八智代（旧姓堂薗）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１３６号
北九州市八幡西区南鷹見町５番21号
債務者　佐藤　直人（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１３７号
北九州市八幡西区南鷹見町５番21号
債務者　佐藤　麻妃
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５６号
青森市蛍沢３丁目５番２号　市営住宅戸山団地９―４
債務者　高坂　祐輝
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
神奈川県横須賀市汐入町４丁目32番地
債務者　芹澤　真紀
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第４５号
神奈川県横須賀市浦賀丘３丁目６番９号
債務者　門馬智津子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第５４号
神奈川県横須賀市田戸台39番地
債務者　川村　正己
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３２４号
愛知県知多市寺本台２丁目９番地の９
債務者　角田　悦康
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１号
島根県益田市有明町６番27―301号、前住所
島根県益田市美都町都茂1260番地１
債務者　森下　雅人
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第２３３号
札幌市西区八軒５条西４丁目１番20―505号
債務者　伊藤　佳代
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６３号
北海道北広島市中央１丁目５番地１　グローリーハウスＢ105号
債務者　米川　　泉
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７０号
札幌市東区北50条東５丁目１番17号　ＴＡＫ―ＩＮＮ102号
債務者　松本　一枝
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９２号
札幌市中央区宮の森３条６丁目２番26号　サンライズ宮の森Ｂ号
債務者　明石　　伯
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１６号
北海道北広島市栄町２丁目８番地１、申立時の住所北海道北広島市松葉町６丁目１番地Ｃ―203
債務者　鈴木　千春
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部